

# 個人情報を取り扱う委託契約の特記事項

(個人情報の保護)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を履行するにあたっては、品川区情報公開・個人情報保護条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護を図るものとする。

(責任者等の明確化)

第2 乙は、本件委託業務（以下「業務」という。）における個人情報の取扱いの責任者および業務従事者を明確化し、責任者は、本特記事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

(教育の実施)

第3 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において責任者および業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育および研修を、責任者および業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持義務)

第4 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏洩、または、不当な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(個人情報保護に関する規程の提出)

第5 乙は、個人情報保護管理に関する社内規程を品川区（以下「甲」という。）に提出しなければならない。当該規程を変更する場合も同様とする。

(適正収集)

第6 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

第7 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

第8 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

ア 思想、信条及び宗教に関する事項

イ 社会的差別の原因となる事実に関する事項

ウ 犯罪に関する事項

エ その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(再委託の制限)

第9 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ次に掲げる事項を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。また、再委託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。

ア 再委託する業務の内容

イ 再委託の相手方

ウ 再委託の期間

エ 再委託が必要な理由

オ 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

カ 再委託先の相手方の監督方法

キ その他甲が必要と認める事項

- 2 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 3 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 4 乙は、業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、再委託した業務をさらに委託する場合について準用する。

(目的外使用および外部提供の禁止)

第10 乙は、個人情報を委託された業務以外の目的に使用し、または加工、再生等をしてはならない。また、第三者に閲覧、貸与、譲渡等の提供をしてはならない。

(複写および複製の禁止)

第11 乙は、個人情報の全部または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(授受および保管)

第12 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。

(返還)

第13 乙は、契約を終了したときまたは甲が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(持出しの禁止)

第14 乙は、甲が許可又は指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(立入検査および調査)

第15 甲は、個人情報の管理状況について、乙（再委託者を含む。）に対して随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

第16 乙は、事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除および損害賠償義務)

第17 乙がこの特記事項に定める各条項に違反した場合は、甲はこの契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める各条項に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。

(参考) 品川区情報公開・個人情報保護条例関係条文抜粋

(定義)

第2条

- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した情報で、文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録され、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (4) 保有個人情報 個人情報であつて、行政情報に含まれているものをいう。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(委託等に伴う措置)

- 第24条 実施機関は、個人情報を取得し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務を委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を取得し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第26条に定める労働者派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受けようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

- 第24条の2 前条第1項の規定により実施機関から個人情報を取得し、または保有個人情報を管理し、もしくは利用する事務の委託を受けた者または同条第2項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定による受託業務または指定管理者が管理する公の施設の業務に従事する者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(派遣労働者の責務)

- 第24条の3 派遣労働者(労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、第24条第3項の規定による労働者派遣に係るものをいう。以下同じ。)または派遣労働者であつた者はその役務の提供に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

## 第7章 罰則

第33条 実施機関の職員もしくは職員であった者、第24条の2第1項の規定による受託業務もしくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者もしくは従事していた者または派遣労働者もしくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第36条 第33条または第34条に該当する場合を除き、第33条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしたときは、30万円以下の罰金に処する。

第37条 第24条の2第1項の規定による受託業務を行い、または指定管理者として指定を受けた法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して第33条、第34条または前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

※ 「実施機関」=品川区の機関（区長部局、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、議会）